

安全衛生委員会の基本的な進め方

法に定められた事項		運営	
設置義務	1. 安全委員会(法17条・令8条) 2. 衛生委員会(法18条・令9条) *1設置基準参照	体制の確立	法に基づいた委員を選任する。
委員の構成 (法19条)	1. 総括安全衛生管理者(もしくはこれに準ずる者)1名 2. 安全管理者および衛生管理者 3. 産業医 4. 安全に関し経験を有する者 5. 衛生に関し経験を有する者 <div style="text-align: right; margin-left: 200px;">} *2</div>	年間計画	1. 前年度の結果を基に次年度の方針を決定する。 2. 月ごとの施策を一覧表にまとめて計画表を作成する。
付議事項 (則21条、22条) 次の事項を調査審議する	1. 安全または衛生に関する規程の作成に関すること 2. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 3. 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 4. 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること 5. 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること 6. 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること 7. 定期に行われる健康診断、法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第六十六条の二の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること 8. 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること 9. 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること 10. 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること 11. 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項	開催	1. 委員会の開催日を決定する。 2. 議事を決定する。 3. 委員を招集する。 4. 議事に基づいて委員会を運営する。
会議 (則23条)	1. 毎月1回以上開催しなければならない 2. 委員会の議事の概要について、労働者に周知しなければならない 3. 議事録を作成して3年間保存しなければならない	事後処理	1. 議事録を作成して3年間保存する。 2. 議事について、事業所内に周知する。
		*1設置基準 「安全委員会」 1 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 50人 2 第二条第一号及び第二号に掲げる業種(前号に掲げる業種を除く。) 100人 「衛生委員会」 常時50人以上の労働者を使用する事業場 *2:1の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する	